

## 放射線作業環境測定業務仕様書

1 測定場所 鳥取県立中央病院 中央放射線室  
PET室の管理区域周辺及びガンマカメラ室の管理区域周辺

2 測定内訳

①サンプリング業務

- |                   |         |
|-------------------|---------|
| ア 空気中濃度（ダストサンプラー） | 6 ポイント  |
| イ 表面汚染密度（スミア試料）   | 28 ポイント |

②測定業務

| 1. 空気中放射性物質濃度 |                                 | ポイント | ①   | ②   | ③   | ④   | ⑤   | ⑥ |
|---------------|---------------------------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|---|
| (1) サンプリング    |                                 | 6    | ●   | ●   | ●   | ●   | ●   | ● |
| (2) 測定        | $\gamma$ ( <sup>18</sup> F)     | 3    | ●   | ●   | ●   |     |     |   |
|               | 全 $\gamma$                      | 3    |     |     |     | ●   | ●   | ● |
|               | 全 $\beta$                       | 3    |     |     |     | ●   | ●   | ● |
|               | 全 $\alpha$ ( <sup>223</sup> Ra) | 2    |     |     |     | ●   | ●   | ● |
| 2. 線量当量率測定    |                                 | ポイント | ①～⑯ |     |     |     |     |   |
| (1) 測定        |                                 | 35   | 全て● |     |     |     |     |   |
| 3. 表面汚染密度     |                                 | ポイント | ①～⑦ | ⑧～⑨ | ⑩～⑫ | ⑬～⑳ | ㉑～㉘ |   |
| (1) サンプリング    |                                 | 28   | ●   | ●   | ●   | ●   | ●   |   |
| (2) 測定        | 全 $\gamma$                      | 18   | ●   |     | ●   |     |     | ● |
|               | 全 $\beta$                       | 18   | ●   |     | ●   |     |     | ● |
|               | 全 $\alpha$ ( <sup>223</sup> Ra) | 15   | ●   |     |     |     |     | ● |
|               | $\gamma$ ( <sup>18</sup> F)     | 20   | ●   | ●   | ●   | ●   |     |   |

※サンプリング箇所は別添を参照

3 測定回数 月 1 回

4 測定方法 【空気中放射性物質濃度の測定】

作業環境測定法第3条2項に基づき実施する。

【線量当量率の測定】

電離放射線障害防止規則第53条から第55条各号の規定に基づき実施する。

【表面汚染密度の測定】

電離放射線障害防止規則第29条に基づき実施する。

5 測定者 この測定を行う者は、作業環境測定法第33条に基づき登録された機関で、作業環境測定法第7条により登録された作業環境測定士とする。

6 報告書 作業環境測定を実施したときは、その結果を提出し確認を受けるものとする。

## リニアック室線量測定業務仕様書

- 1 測 定 場 所 鳥取県立中央病院 リニアック室の管理区域周辺
- 2 測 定 線 種 X線及び中性子線
- 3 測定対象装置 バリアン医療用直線加速器 TrueBeam (1台)
- 4 照 射 方 法 X線 (0度、90度、180度、270度)
- 5 漏洩線量測定  
ポ イ ン ト 8 ポイント
- 6 測 定 時 期 契約期間中毎年2回とし、9月及び3月に実施する。ただし、報告書の提出をもって実施完了とする（報告書の提出は10月及び3月の予定）。  
なお、実施時期を変更する場合は、甲乙協議のうえ決定する。
- 7 測 定 者 放射線に係る教育を受けた放射線従事者または放射線業務による安全に係る知識と技術を有している者
- 8 測 定 の 方 法 放射線同位元素による放射線障害の防止に関する法律施行規則第20条各号の規定に基づき実施する。